

別表3 修理基準

種目	型式	修理部位	上限価格 円	備考
⑧ 人工咽頭		気管カニューレ交換 充電器交換 振動板交換 スナップリード線交換 プリント板交換 スイッチ交換 電気接点交換 振動スプリング交換 押しボタンスプリング交換	3,150 1,600 9,000 50 14,600 1,100 4,500 1,650 1,650	
⑫ 収尿器	普通型	サポータ交換 ゴムバンド付収尿瓶交換 ゴム管及びつなぎ管付収尿ゴム袋交換 両面粘着シート	4,000 3,900 1,950 2,100	1箱30枚入り
⑭ 介助用リフター		a. 昇降機構（手動・油圧） シリンダー交換 シリンダー修理 b. キャスター交換 キャスター交換（1ヶ） ストッパー付きキャスター交換 c. ハンガーなど ハンガー交換 S環交換 チェーン交換（80cm単位） d. シート キャンバスシート交換 メッシュシート交換 e. ベルト スクリングベルト交換（1本）	85,000 19,000 11,100 13,000 34,000 900 320 29,000 37,500 16,000	
⑮ フローテーション パット		プラスチックフィルムカバー交換	3,420	
⑯ 重度障害者用意思 伝達装置		注視点検出ユニット交換 CCDカメラ交換 赤外線照射セット交換 CCDカメラ用リモコン雲台交換	1,150,000 100,000 50,000 39,800	
(注)				
1 価格は、原則として1枚（個）当たりとすること。				
2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。				
3 重度障害者用意思伝達装置に対して行われた修理が、製造メーカー等の保証期間内である場合には、修理の対象とならないこと。				